平成２４年（フ）第１１２９５号
東京都八王子市南大沢５丁目16―２―201
債務者　川上　成憲
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７２号
横浜市中区松影町３丁目10番地17　ホテル21―302号室
債務者　荻原　久延
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１６号
東京都東久留米市下里１丁目９番18号
債務者　和久井房江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２６７号
東京都北区志茂１丁目９―11―101
債務者　目黒　紀代
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目22番20号
債務者　久志　節子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７２号
北海道帯広市西17条南５丁目11番地54　モア・ファミール２―Ｅ号室
債務者　高谷　昌利
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
島根県江津市有福温泉町520番地
債務者　塚本　良子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４４号
島根県江津市跡市町343番１地
債務者　横山　　保
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８７１号
埼玉県鶴ヶ島市新町４丁目４番地14
破産者　特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１４７号
東京都町田市森野１丁目22番１号
破産者　株式会社エスティーエス
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１４８号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺４丁目１―７―405
破産者　志農　　毅
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４６７号
東京都町田市森野１丁目22番１号
破産者　株式会社エスティーエスシー
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５６３号
東京都練馬区大泉学園町６丁目13―24
破産者　鍋島　英視
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５６４号
東京都練馬区大泉学園町６丁目13―24
破産者　鍋島　和子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９７１号
東京都千代田区神田錦町２丁目５番地
破産者　株式会社エスエス研究所
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０４８号
東京都大田区大森西３丁目10―２―203、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区荏田東１丁目１―50
破産者　横溝　秀明
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２１号
東京都八王子市別所１丁目48―１―３―504
破産者　三崎　一宣
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２２号
東京都八王子市別所１丁目48―１―３―504
破産者　三崎　智子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２７５号
東京都杉並区大宮１丁目２―９―207
破産者　福浦　留二
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部